# 令和7年度生活のきまり

# 1. 登校

- (1)登校時間は、8:15からとする。8:25(予鈴)には教室の自席に着席している。
- (2) 自転車での登下校は認めない。
- (3) 再登校で定められた時刻は、正門通過時刻とする。

# 2. 下校

- (1) 一般下校時刻は原則、5時間授業のときは15:00、6時間授業のときは16:00とする。
- (2) 最終下校時刻(門を出る時刻)は18:00とする。委員会などその他の活動の場合も同様とする。

#### 3. 欠席•遅刻•早退•見学

- (1)欠席・遅刻・早退をするときには、学校連絡・情報サービス「COCOO(コクー)」で保護者に8:15までに連絡してもらう。
- (2)8:30に着席していない場合は、遅刻となる。
- (3)体育を見学するときは、ロイロノートから「体育見学届」に必要事項を入力し、保護者に署名してもらった上で提出箱に提出する。また、担任の先生と体育科の先生に届け出て許可を得る。
- (4) 遅刻をしたときは必ず職員室に立ち寄り、学年の先生(不在の場合は他の先生)に申し出た後、 「遅刻連絡確認表」を受け取ってから教室に行く。
- (5) 遅刻や早退の場合は「北門」を使用する。

#### 4. 校内生活

- (1) 学校の建物や器具・用具などの公共物を破損した場合はすぐに先生に報告する。保護者に連絡した上、原状復帰する。→「破損届け」の様式があるので、記入する。
- (2) 職員室への用事は昇降口側の出入口のみ使い、校長室側の出入口は使わない。 かばんを持ったままや、コート・マフラーを着用したままであいさつをしない。
- (3)許可された授業用具は、教室のロッカーの中に置いて帰っても良い。→整美委員会が作成する「置いていってもよいもの」一覧を参照すること。ただし、机の中には入れない。
- (4) 校庭に出る時は、外履きに履き替える。
- (5) 部活動の道具(シューズやラケットなど)の置き場所は、顧問の先生の指示に従う。

#### 5. 校外生活

- (1)地域・近隣の人に迷惑のかかることがないように竪中生として自覚をもった態度・行動をとる。 (複数で公園・高架下・公共施設等に集まり迷惑をかけることのないようにする。)
- (2) ゲームセンター、カラオケボックスなどには、生徒だけでは立ち寄らない。
- (3)複数での登校・下校を心がけ、痴漢や不審者に遭遇した場合は、通行人・商業施設・交番などに助けを求める。緊急時は110番通報をする。学校にも速やかに報告・連絡する。
- (4)登下校の道で横に広がって歩かない。
- (5) 友人宅等への外泊は禁止する。

#### 6. 持ち物

- (1) 持ち物には必ず名前を記入する。落とし物は、中央階段1階の落とし物BOXに保管される。 BOX内に自分の物があった場合には、担任や学年の先生に申し出る。持ち主が現れない場合 は長期休業中に処分する。
- (2) 学校生活に必要な学用品以外は持参しない。
  - (飲食物、雑誌、マンガ、音楽プレイヤー、ゲーム機、携帯電話、不必要な現金、貴重品など) →不要物を学校に持ち込んだ際は、担任が一旦預かり、後日保護者に返却をする。

## 7. 貸し出し

(1) リボン・ベルトは貸し出すことができる。忘れた生徒は担任及び学年教員に申し出、その日中に必ず返却する。

#### 8. 服装

- (1) 通学服は標準服を着用し、私服で登校しない。
- (2) 衣替えや移行期間は定めない。

(6月~10月は夏服、11月~5月は冬服を目安とする) ただし、入学式・卒業式は冬服着用とする。その他式典や行事の際は服装を指示する。

(3) 体育の授業以外は、標準服で授業を受ける。

#### < I 型>

冬服 … 学校指定学生服 (襟の右側に校章をつける)

白のワイシャツ、学生服ズボン 夏服 … 白のワイシャツ(長袖可)、学生服ズボン

※ベルトは黒で飾りや柄のないものにする。

※ワイシャツの裾はズボンの中に入れる。

#### < Ⅱ 型、Ⅲ 型>

冬服 … セーラー服上下(I型)、またはズボン(I型) セーラーブラウス、リボン(たるませない)

夏服 … セーラーブラウス(長袖可)、リボン(たるませない) 学校指定の夏用スカート(Ⅱ型)、またはズボン(Ⅲ型)

※スカートの長さは膝がかくれる長さとする。

※Ⅱ型はベルトを使用しない。

Ⅲ型はベルトを使用してもよい。その場合は、Ⅰ型のベルトに準じる。

<靴 下> 白、黒、紺のいずれかのソックス(無地またはワンポイント)

※Ⅱ型は、儀式的行事(始(終)業式・修了式・卒業式・入学式)のときは、紺のハイソックスを着用する。

※冬は、ストッキング(黒)を着用してもよい。

※いわゆる「くるぶしソックス」は着用できない。

<下履き> 黒の革靴、または運動靴。(体育の授業にも適したもの)

※厚底は禁止とする。

〈上履き〉 学校指定の学年カラーの上履き

※かかとに必ず記名する。かかとをつぶして履かない。

〈頭 髪〉 学校に適した清潔な頭髪にする。

染色、脱色、パーマは禁止。髪飾り、整髪料は使用しない。

デザインカットは禁止。

前髪は目にかからない長さとする。肩に掛かるときは結ぶ。

髪留めのゴムは、自分の髪色に近く、華美にならないものを使用する。

<補助着> スクールセーター・カーディガン(無地で制服に準じた色、または華美でない色)を 着用してもよい。

※上着の袖や裾からはみ出さない長さのものとする。

※上着の下に着用する。セーター・カーディガンだけで登下校をすることはない。

<コート> 冬服の期間は気候に応じて、コート(制服に準じた色、または華美でない色)を着用してよい。

〈マフラー・手袋・ネックウォーマー〉 使用してよい。
ただし、校舎内では使用しない。(登下校時を除く)

<かばん> 学校指定のバッグを使用する。

〈その他〉 アクセサリー類(指輪、ピアス、ネックレス等)、化粧品類は禁止する。ただし、かばんにつけるアクセサリーは個人のかばんを区別できる程度の大きさで、1つのみ使用してよい。

## 9. ネットワークに関する注意

- (1)携帯電話やスマートフォンの持ち込みを禁止する。
- (2) SNSは、家族間での連絡及び、竪川中学校生徒間での連絡手段、公的な相談窓口への使用として認める。
- (3)悪口や人権に関わるメッセージ・画像、個人情報に関するものは送らない。
- (4)使用時間や頻度を考え、保護者とルールを決める。問題が起こったら、保護者・先生に必ず相談・報告する。





# 「相手の気持ちを考える」

- 1. SNSは、家族間での連絡及び、竪川中学校生徒間での連絡手段、公的 な相談窓口への使用として認める。
  - ① X(旧Twitter)・Facebook・Instagram・YouTube・ブログ等はホームページ上の掲示板と同様のソーシャルメディアであるため、閲覧に関しては指導の対象としない。
  - ② 連絡手段としてLINEを使用する場合は、部活動間・学級間など必要最低限のグループ人数とする。
  - ③ 他校生や卒業生、見知らぬ人とのやりとりは認めない。
  - ④ SNSを活用した相談窓口は、長期休業の開始前等に生徒へ周知する。
- 2. 悪口や人権に関わるメッセージ・画像、個人情報に関するものは送らない。 (勉強や授業連絡など)
  - ① 個人情報とは、氏名、生年月日、住所、位置情報、電話番号、学校・学年・学級、写真、メールアドレス、パスワード、アカウント情報等、単独又は組み合わせることで、個人を特定できる情報を指す。
- 3. 使用時間や頻度を考え、保護者とルールを決める。問題が起こったら、保護者・先生に必ず相談・報告する。
  - ① 22時以降は携帯電話やスマホを使用しない。
  - ② SNS等による問題やトラブルが起きたときには、決められた場所に置くか保護者が預かるよう家庭に依頼する。
  - ③ 目安として、友達等とのやりとりは1日1時間以内とする。